

平成28年8月30日  
記者発表

## 知事指定薬物の新規指定について

平成28年8月30日、「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例※1」第17条第1項※2の規定に基づき、下記物質を「知事指定薬物」に指定しました。

知事指定薬物に指定された物質を含む製品は、正当な理由なく製造・販売・使用・所持・購入・譲受等の行為が禁止されます。

### 新たに知事指定薬物に指定するもの

○ 知事指定薬物 3物質 ※詳細は別添のとおり

※知事指定薬物総指定数(平成28年8月30日時点)

	知事指定薬物
指定数	3物質
指定延べ数	53物質

### 県民の皆様へ

「危険ドラッグ」は、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります、麻薬や覚醒剤と同様に大変危険な薬物です。けっして身体に摂取又は使用しないでください。

### 知事指定薬物とは

興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じるものとして特定できたもののうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものとして知事が指定したものの。

#### ※主な規制の概要

禁止行為	間接罰(命令に違反)	直罰
○製造・栽培の禁止	懲役2年以下 又は 罰金100万円以下	懲役1年以下 又は 罰金50万円以下
○販売・販売目的所持の禁止	懲役2年以下 又は 罰金100万円以下	懲役1年以下 又は 罰金50万円以下
○販売目的広告の禁止	懲役1年以下 又は 罰金50万円以下	-
○使用・所持・購入・譲受の禁止	-	罰金50万円以下

#### ※1 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例

薬物の濫用から県民の皆様健康と安全を守るとともに、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的として、平成24年12月28日に制定された。

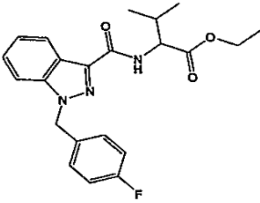
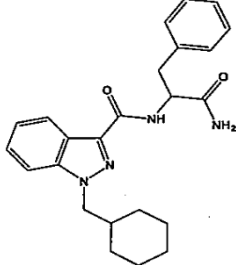
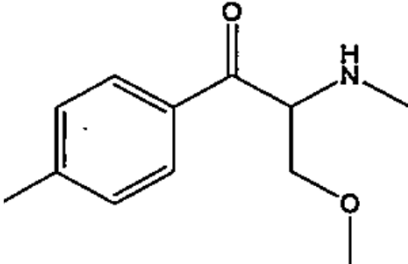
#### ※2 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第17条第1項

知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものであって、同条第1号から第6号までに掲げるものと同等に人の健康に被害が生じるものとして、特定できたものを知事指定薬物として指定することができる。

問い合わせ先  
担当課 薬務課  
担当者 玉置、宮井  
TEL:073-441-2663

知事指定薬物現在指定一覧(H28.8.30時点)

参 考

	名称	構造式	指定日
1	エチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類(通称名EMB-FUBINACA)		H28.8.30
2	N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名APP-CHMINACA、PX-3)		H28.8.30
3	3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類(通称名Mexedrone、4-MMC-OMe)		H28.8.30